

国際結婚家庭における家族支援の意義と課題

—韓国での訪問教育を事例にして—

朴 賢 淑*

坪 田 光 平**

韓国では2008年「多文化家族支援法」の制定・施行により、結婚移民者当事者はむろん、その「家族」を視野に入れた支援が本格化された。さらに、2011年4月の多文化家族支援法の改正により、法的効力を強めるなど、地方レベルにおいても多文化家族への支援が一層強まったといえる。また、今まで支援対象が韓国人と外国籍者との結婚のみであったが、留学生の家族や、外国人労働者家族、脱北者家族に至るまでその支援対象の範囲を広げるなど、韓国内での多文化共生社会の実現に向けてのその土台づくりが着実に進んでいるといえよう。

一方、日本における結婚移民女性への支援は、結婚当事者に焦点を当てたものが多く、受け入れ家族へのアプローチが十分論じられてきたとはいえない。上述したように、「家族」を視野に入れた韓国での取り組みは、日本ではまれなことであり、こうした韓国での国際結婚当事者はむろん家族を視野に入れた支援は彼女らの早期定着につながるものとして、また、多文化家庭の包摂に繋がるものとして位置づけられよう。そこで、本研究では、国際結婚家庭に対する家族支援の意義と課題を、とりわけ社会的包摂の観点から訪問教育を導入している韓国を事例にして考察することを目的とする。

キーワード：多文化家族支援法、社会的包摂、訪問教育

1 はじめに

韓国で多文化家族への支援は、2006年「多文化家族支援センター」(当時、結婚移民者家族支援センター)の設置により、一層サービスの充実化が図られたといえよう。2006年に21カ所であった結婚移民者支援センターは、2011年現在200カ所に設置され、多文化家族への情報発信、相談事業、学習の場を提供している。こうした取り組みは結婚移民女性のみならず、その家族へ支援を広げることによって韓国社会への早期定着を促すものとして理解できよう。

さらに、2008年制定された「多文化家族支援法」は、多文化家族の社会的・経済的自立を視野にいれた取り組みであり、多文化共生社会に向けてのその土台づくりが着実に進んでいるといえよう。韓国では多文化家族支援政策が政府主導下で行われたが、民間企業や市民団体とも連携をとおした

*教育学研究科 博士研究員
**教育学研究科 博士課程後期

支援が充実化しつつある。

韓国では1990年から増え続けた国際結婚は、2000年に入ると顕著になり、特に結婚移民女性をめぐる様々な問題が浮き彫りになる。具体的には、結婚移民女性の言語問題をはじめ、貧困問題や、DV問題、子育て問題、地域活動や経済活動の困難などを取り上げることができる。上述した課題は結婚移民女性の早期定着を妨げる要因として考えられよう。こうした現状を見据えた政策的な取り組みとして多文化家族支援法の制定につながり、ワンストップサービスが目指されている。

一方、日本においても結婚移民女性が抱えている課題は韓国と重なるところがあり、女性の越境に伴う社会的包摂という視点から受け入れ家族へのアプローチが十分論じられてきたとはいえない。そこで、本稿では、韓国の「訪問教育」を事例として取り上げ、家族支援の意義と課題を提起する。

2 韓国における多文化家族への支援

2-1 在韓外国人の現状とその位置づけ

韓国ではここ20年の間、来韓外国人は年々増加しつつある。1990年代は労働者の移住が多かったが、2000年代には結婚移民女性による来韓者が多くみられた。また、1990年代の外国人への支援は、主に宗教団体及び、市民団体による支援が多く、その支援内容においても外国人労働者に対する賃金未払いの問題や職場内のDV問題などへの支援が主流であったといえる。

一方、1990年代までは政府による外国人への支援は消極的であったものの、2000年代に入ると国際結婚の増加とともに国際結婚をめぐる様々な課題が浮き彫りになる。こうした状況を踏まえて韓国政府による政策的な取り組みが始まり、2008年の「多文化家族支援法」の制定に至る。

特に、韓国内国際結婚(主に、韓国人男性と外国籍の女性との結婚)は、1980年代統一教による韓国人男性と日本人女性との結婚に端を発している。また、1990年初め、農村チョンガク結婚事業¹として行政主導で、国際結婚が進められた。この時期は、主に韓国系中国人(朝鮮族)と韓国人男性との結婚が主流であったが、1990年代後半からは東南アジアからの女性(フィリピン、タイ、モンゴル、ベトナムなど)との結婚につながっていく。したがって国際結婚をめぐる論文も1990年代以降多く出されるようになった。そこで本稿では、「家族関係」に焦点を当てた論文を中心に取り上げる。

結婚移民女性と家族関係に注目した研究では結婚移民女性が国際結婚に至るプロセスや結婚移民女性が結婚生活のなかで経験する葛藤問題が多く取り上げられている。また、国際結婚が農村地域で顕著化し、その数が4割を超えていることに注目したパク・ゼギウ(2006)は、結婚移民女性が韓国生活に早期定着するためには家族の支援が最も重要であると指摘する。また、夫の家事労働参加が彼女らの社会参加を促す可能性を持つものとして位置付ける。したがって結婚移民女性が「結婚」をきっかけに越境するのであれば夫婦関係をいかにつくりあげるかが彼女らの早期定着と密接な関係があるといえよう。

また、ヤン・ジョムドラ(2006)は、結婚移民女性の結婚満足度に影響を及ぼす一つの要因として、夫婦間の「権力」関係に注目し、家庭内の決定権の有無が結婚生活満足度に大きな影響を及ぼす要因であることを明らかにした。

ハン・クッヨム(2006)は、アジアからの結婚移民女性について、経済的な目的のみならず、新しい生き方を開拓しようとする意志が韓国人との結婚を選択する、とした見解を持っている。韓国人男性が国際結婚を選択する理由を「韓国の結婚市場から周辺化された集団が、独身生活から抜け出すための一つの戦略」として位置づけている。さらに、彼らは結婚移民女性に対して、①嫁としての役割、②性的なパートナー、③2世の養育などが期待されていると指摘する(2006:2-3)。こうした韓国人男性の家父長的な意識は、結婚移民女性との葛藤の要因になり、さらに家族内の葛藤要因にもなっている。

さらに、キム・ヨンラン(2006)は、結婚移民女性が韓国社会や文化に潜んでいる家父長的ジェンダー構造に置かれていると指摘する。すなわち、移民女性の場合女性でありながら、外国人であり、韓国男性の配偶者であることから、複雑な差別構造に置かれているという。こうした差別問題を解決するためには、まず、現状を踏まえた政策への取り組みが不可欠であるという。

ここで、韓国政府による結婚移民女性への政策的な取り組みをみると、2006年4月「女性結婚移民者家族の社会統合支援対策」が出され具体化が進められた。その内容を取り上げてみると、7つの課題²に対して女性家族部が多文化家族支援事業の総括を担当することとなる。特に7つの課題の内一つの課題である「女性結婚移民者家族の安定的な生活環境助成」では、経済的な安定を図るとともに、嫁いだ先の家族構成員への支援が盛り込まれた。具体的には、多文化家庭の生活の安定を試みた「基礎生活保障制度」³の利用対象の拡大をとおした支援や、家族関係の増進を図る家族統合教育が2008年から推進された。さらに、家族支援を強化するためには家族相談担当専門担当員を配置するなど、結婚移民者のみならず、その家族支援を視野に入れたその取り組みには注目すべき点があると思われる。

2-2 多文化家族支援への取り組み

上述したように1990年代中頃から増加した韓国内の国際結婚は、2000年以降急増し、主に「韓国人男性と外国人女性」同士の結婚が目立つようになる⁴。こうした現状を見据えた「多文化家族支援法」(2008年3月)の制定により法的整備が試みられるなど、多文化家族への支援が具体化された。さらに、2011年4月、「多文化家族支援法」の改正により、多文化家族への支援の充実化が図られた。

こうした多文化家族への取り組みは、多文化家族の早期定着や社会参加を促すものであり、したがって、支援内容においても韓国教育をはじめ、家族教育・相談、情報提供、力量強化支援など、総合的なサービスを行っている。

また、今年の6月に出された女性家族部の報道資料によると、中央行政機関の長および、市・道知事は多文化家族政策に基づき、施行計画を毎年策定・施行することが義務づけられた。さらに、出入国管理事務所(法務部)と多文化家族支援センター(女性家族部)との連携をとおした入国初期段階における結婚移民者の把握など、政府レベルでの情報共有が図られることになった⁵。

現在、多文化家庭への支援は女性家族部を中心として行われているが、実質的なサービス提供に当たっては、全国多文化家族事業支援団や、拠点センター、地域の多文化家族支援センターが行っ

ている。支援体制については〈図1〉を参照されたい。

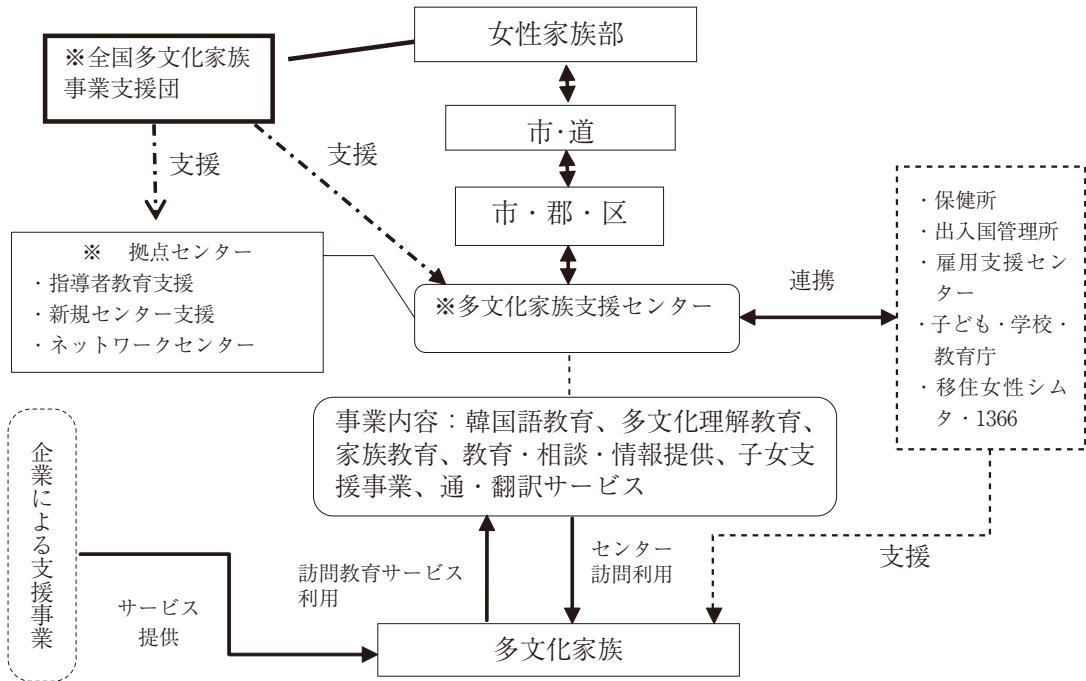


図1 多文化家族への支援体制

出典：多文化家族訪問教育事業結果報告書（2010年現在）より筆者が一部修正・加筆

まず、女性家族部は、①事業の推進計画の策定および事業指針作り・伝達、地方自治体と多文化家族支援センターへの予算支援、②地方自治体は事業を管理し、事業施行地域の選定および、自治事業推進計画をもとに事業施行地域へ予算を支援する。また、訪問教育事業対象を選定し、多文化家族支援センターの事業の管理をしている。

次に、全国多文化家族事業支援団（以下、支援団）は、女性家族部から委託を受け、①多文化家族支援事業関連のプログラム及びマニュアル開発、②地域センター及び、訪問教育従事者の力量強化、③多文化家族支援事業の管理及び評価を行う。

拠点センターでは、支援団や多文化家族支援センターとの協力をとした指導士養成および補習教育支援、新規センターの事業を支援する。多文化家族支援センター（以下、支援センター）⁶は事業施行機関であり、指導士の募集・派遣・管理や、行ったサービスの評価を行う。また、訪問教育を受ける対象の管理やサービスのニーズなどを調査する。

支援センターの事業として①センターの基本事業、②訪問教育事業、③特性化事業などを行っている。基本事業としては、韓国語教育、家族統合及び多文化社会理解教育、家族相談、多文化家族の就労・起業教育、多文化家族同士の自主集まりなどである。次に、訪問教育事業としては、韓国語教育サービス、父母教育、子女教育、相談などを行っている。最後に、特性化事業として、二重言語（バ

イリンガル)教室、子女言語発達支援事業、通訳・翻訳サービスなどを行っている。

韓国における多文化家族への支援は、上述した4つの機関により様々な事業への展開や体制づくりが行われている。一方、民間企業⁷との連携や、市民団体の協力を得ながら子育て支援や文化教室、仕事支援などが行われ、多文化共生社会に向けたその取り組みが着実に進んでいるといえよう。

3 多文化家族への支援と訪問教育

3-1 多文化家族支援としての訪問教育への取り組み

支援センターは2011年8月現在200カ所設置され、支援団と連携をとおした支援活動を拡大しつつある。〈表1〉で示したように、2006年には21カ所であった支援センターは2011年には4倍に増えており、事業においても基本事業として言語教育をはじめ、家族支援を視野にいたれたプログラムなど、利用者のニーズに合わせた事業の充実化が進められている。

表1 多文化家族支援センターの運営状況

年 度	事 業 内 容
2006年	・多文化家族支援センター 21カ所設置運営
2007年	・多文化家族支援センター 38カ所設置運営 ・訪ねて行く児童養育サービス(訪問教育サービス)
2008年	・多文化家族支援センター 80カ所設置運営 ・訪問教育サービス(韓国語教育・児童養育) ・結婚移民者 営農教育 ・情報提供事業
2009年	・多文化家族支援センター、100カ所設置運営 ・訪問教育サービス ・結婚移民者営農教育 ・情報提供事業 ・子女言語発達支援事業 ・通・翻訳支援事業 ・二重言語教室
2010年	・多文化家族支援センター、159カ所設置運営 ・基本事業および、連携事業(韓国語教育、家族教育および多文化社会理解、家族相談、就労・創業支援など) ・訪問教育事業 ・子女言語発達支援事業 ・通訳・翻訳事業
2011年	・多文化家族支援センター、200カ所設置運営 ・基本事業 ・訪問教育事業 ・子女言語発達支援事業 ・通訳・翻訳事業

ここで、支援センターの事業別利用状況をみると、韓国語教育が49%で、続いて家族統合及び社会理解教育が21%、就労・創業支援が11%を占めている。特に韓国語教育の利用者の割合が高いことから多文化家族において言語習得はもっとも重要な課題であることが間接的にわかる。

表2 多文化家族支援センター事業別利用現況

(2010年11月30日現在)

事業内容	韓国語教育	家族統合および多文化社会理解教育	就労・創業支援	相談	多文化家族自主集まり	二重言語教室	育児情報交流場	メンタリング・多文化家族奉仕団
利用者数	561,072 49%	249,524 21%	130,033 11%	25,588 2%	42,495 4%	30,924 3%	66,920 6%	44,239 4%

次に、年度別センター事業利用者をみると、2006年に比べて2010年には約12倍に増加している。また、訪問教育事業利用者は2007年に1,389人だったが、2010年には約17倍に増加していることがわかる(図2)。ここで訪問教育は2007年度からスタートした事業で集団教育に参加できない人を対象に「訪問指導士」を多文化家庭に派遣しそれぞれの家庭に合わせたサービスを提供している。

(2010年11月30日現在)

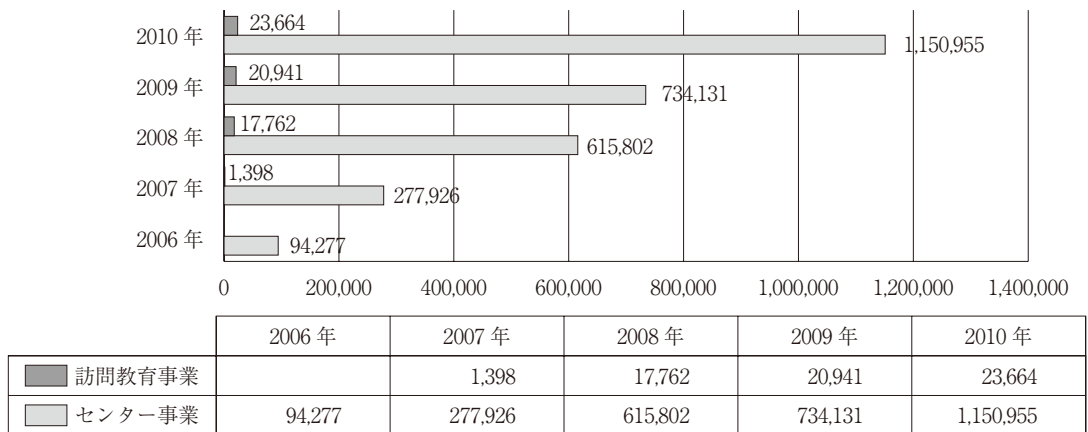


図2 多文化家族支援事業への参与人数

また、訪問教育における主な事業は、韓国語教育サービスと児童教育サービスであるが、(表3)で示したように、センター利用者と同様に韓国語教育に対するニーズが高いことがわかる。結婚移民女性にとって言語習得は韓国社会に定着するためには不可欠なものであるため、今後も継続した支援を要する。

表3 訪問教育サービス現況

(2010年11月30日現在)

	韓国語教育・児童養育	家族相談	子女ハングル(韓国語)支援	その他	合計
韓国語教育サービス	430,183	135,987	11,350	121,375	698,895
児童養育サービス	507,099	272,420	96,606	201,728	1,077,583
合計	937,282	408,407	107,956	323,103	1,776,478

3-2 訪問教育の推進体制

支援センター事業の一つである訪問教育は、2007年「訪ねて行く児童養育サービス」からスタートし、2008年「訪問教育」へ名称を変更した。訪問教育は集団教育が困難な家庭、すなわち、センターでサービスを受けられない結婚移民女性を対象にしたもので、訪問指導士が家庭訪問をとおしてサービスを行っている。

ここで、予算規模は27,166百万ウォン（約21億円）であり、全国159ヶ所の支援センターで、2,819名の訪問指導士が韓国語教育(416,514回)、児童養育支援(367,640回)活動を行っていた(2010年現在)。

訪問サービスの提供は1年間であり、2回に分けて行われている。第1次事業は2月から6月まで、第2次事業は8月から12月までである。また、訪問教育は159カ所の支援センターで行っている(2010年現在)。サービスの主な内容は、結婚移民者に焦点を当てた言語教育や子育て支援である(表4参照)。ここで、サービスを受けられる要件は来韓して3年未満としている。また、経済的状況、母子家庭、障害者がいる多文化家族、子女数、センターの会員である場合、サービスを優先的に受けられる。また、市・郡・区庁長により支援が必要であると判断された場合や市民団体により推薦があった場合は優先順位になる。ここで、申請者が多い場合は待機家庭となり、次の事業がスタートすると同時に優先的に支援を受けることができる。

表4 訪問教育内容

サービス種類	内 容
韓国語教育	言語の不自由により韓国生活早期定着が困難な結婚移民者に対する韓国語教育サービスの提供
児童養育支援	言語、文化の違いにより育児に困難を抱えている家族を対象に子どもの教育および相談サービスを提供(満12歳以下の子どもがいる家庭)
妊娠・出産支援サービス	結婚移民者に対する産前・産後のサービス提供

3-3 訪問指導士について

1) 訪問指導士の役割

訪問教育では「訪問指導士」(以下、指導士)を派遣することになるが、ここで指導士はセンターに所属しながら支援活動に当たる。指導士は地域の支援センター別の予算規模に合わせて5名から25名が選抜され、各支援センターによって管理される。指導士の募集は、市・郡・区もしくは支援センターのホームページや市民団体からの推薦を受ける形で行っている。また、結婚移民者を指導士として採用することも視野に入れた募集が行われ結婚移民者には加算点が付与される。

次に指導士の応募条件においては、事業実施地域内に居住し、移動に支障がないものとする。さらに、指導士として求められるキャリアは〈表5〉で示したように分野によって専門性が求められている。

表5 訪問指導士の選考基準

分野	内容
韓国語教育	韓国語教員(国語基本法施行令第13条規定に該当するもの)、以前、教職員の経験を有するもの。韓国語教育において専門性があると認められたもの。
児童養育	以前、教職員として経験を有する者(幼稚園および保育士を含む)、健康家庭士、社会福祉士など、専門性が認められたもの。 ※韓国語が可能で、子育て経験がある結婚移民者を優先選抜
妊娠・出産支援サービス	韓国語教育・児童養育指導士が並行してサービス支援可能

一方、指導士の選抜においては、〈表5〉で示した条件を満たした場合、不安定雇用労働者や低所得層家庭(無職者、特に女性)を優遇的に配置している。また、支援センター別に選考委員会(3名以上、公務員、民間専門家、教授など)を設置し、書類審査および面接により選考が行われる。

2) 訪問指導士の養成

上述した選考を経て指導士として採用された場合、支援団や支援センターでの講習会が義務付けられている。講習会は「養成教育」「補習教育」「随時教育及び会議」に分かれている〈表6参照〉。

まず、「養成教育」は、支援団が担当し、全国で新規採用されたもののみが対象になる。教育は3回(1月、4月、7月)に分けて行われ、参加者は上記の期間のうち、1回のみ参加し5日間(50時間)にかけて講習を受けることになる。講習内容においては専門領域が37時間で、指導士としての役割、多文化理解、相談などが13時間を占めている。ここで受講者が50時間を履修すると支援団から修了証及び指導士証が付与される。

次に、「補習教育」は、養成養育を受けたもので、現在、指導士として活動しているものを対象に支援団が担当する。講習時間は8時間で、講習内容は専門領域が5時間以上で多文化理解に関するものである。ここで、地域の拠点センターは補習教育の場所提供や講習会の準備関連の支援を担当している。

最後に、「随時教育」は、指導士として活動しているもので毎月4時間以上講習を受けなければならない。講習担当機関は全国の支援センターが担当し、講習内容においては教養教育及び事例発表をとおした情報共有や業務関連会議などを行っている。

表6 指導士に対する教育内容

2010年現在

教育課程	内 容
養成教育	<ul style="list-style-type: none"> ・教育期間：1月、4月、7月 → 5日50時間 ・教育担当機関：全国多文化家族事業団、修了証および、指導士証交付 ・教育時間および内容： <ul style="list-style-type: none"> *韓国語および児童養育専門性強化 → 33時間 *指導士の役割、多文化理解および家族相談など → 17時間
補習教育	<ul style="list-style-type: none"> ・教育対象：養成教育を受けたもので、なお、指導士として活動中であるもの ・教育担当機関：全国多文化家族事業団 <ul style="list-style-type: none"> *拠点センターは補習教育を支援(教育場所および、教育進行準備など) ・教育時間および内容(8時間) <ul style="list-style-type: none"> *韓国語および児童養育の専門性の強化(6時間以上) *その他、多文化理解など
随時教育及び会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育対象：指導士として活動しているもの ・教育機関：各地域センター ・教育時間：月4時間以上 ・教育内容：指導士の教養教育、事例共有、業務関連会議など

3) 指導士としての活動

指導士の活動開始は年2回に分けて実施される。第1次事業では、2月から6月まで活動を行うことになる。また、第2次事業では8月から12月まで活動を行う。

一方、指導士によるサービス開始は、対象者のニーズや指導士の力量、移動時間などを考慮した配置を行っている。ここで指導士が担当できるのは4つの班以下とし、そのうち50%以上は個別授業で行われている。

個別授業は1週間当たり2回サービスを行うことになり、活動時間は1回当たり2時間(移動時間は除く)である。一方、グループ授業の場合は、対象者を2～5グループに分けることができる。サービス回数は個別事業と同じく週2回で、1回当たり2時間の授業を行っている。支援を受ける側がサービスを申請してから支援を受けるまでの流れについては、下記の〈図3〉を参照されたい。

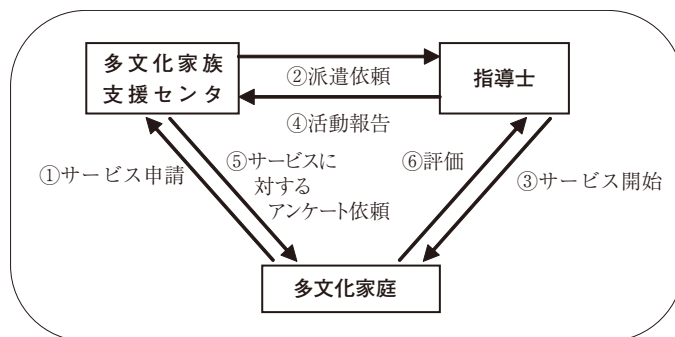


図3 訪問教育サービスの流れ

ここで指導士が活動を開始するに当たって事前に活動計画書(全体計画)を支援センターへ提出することになる。また、週間活動計画書及び、活動日誌を作成し、週1回オンラインをとおして提出

しなければならない。一方、支援センターでは毎週提出された活動日誌をとおして活動状況の確認や、指導士との面談をとおした、活動の支援を行っている（図3参照）。

表7 訪問教師の評価について

評価方法	内 容	配 点
対象家庭への満足度調査	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問調査および電話調査による評価。 ・家庭訪問調査：第1次事業、第2次事業の期間中、各1回ずつ実施 調査実施担当はセンターのスタッフ及び外部の専門家をとおした調査 ・電話調査：第1次事業、第2次事業の期間中、各1回ずつ実施 調査担当はにおいては、地域の拠点センターであり、結婚移民者に依頼する。 ・調査時期：電話調査は4月第1週目（1次事業）、10月第1週目（2次事業）に実施、 	40%
職務能力評価	<ul style="list-style-type: none"> ・7月の補習教育では、分野別（韓国語教育、児童養育指導）専門知識の評価を行う。 	30%
職務態度評価	<ul style="list-style-type: none"> ・センターで指導士を対象に行っている随時教育への参加率及び、勤務態度などを評価 管理台帳に記録・配置しなければならない。 	30%

ここで指導士としての活動期間は1年であり、活動を終えた後、支援を受けた側や支援団及び支援センターにより評価が行われる。

指導士に対する評価基準は、〈表7〉で示したように①対象家族への満足度調査（40%）、②職務能力評価試験（30%）、③職務態度評価（30%）など総合的な評価が行われる。ここで支援センターが行った評価結果は、12月まで自治体や全国多文化家族事業支援団へ提出しなければならない。ここで支援センターが行った評価結果にもとづき、評価が低かった場合（下位10%に範囲に入った場合）は、次年度の更新は行わない。こうした指導士の募集、養成、評価といった一連のプロセスは指導士らのキャリア向上を目指したものとして考えられる。

4 訪問教育への取り組みと社会的包摂の可能性

4-1 訪問教育への新たな試み

今年で5年目を迎えた訪問教育事業は、支援センターに来られない多文化家族を対象とした事業の一つである。すでにふれたように、訪問教育サービス利用者の利用率が高まるにつれて、こうした状況を踏まえた新たな取り組みが2011年出されるようになったが、ここではサービス利用者の視点とサービスを行う視点から簡単に紹介しておこう。（表8-①、表8-②参照）

まず、サービスを受ける側としては次の3点を特徴として取りあげることができる。

第1に、サービス内容においては、2010年までは韓国語教育及び、児童養育など2種類であったが、今年からは韓国語教育、父母教育、子女生活、相談サービスなど4つの部門に分かれて行っている。特に、相談サービスの配置は、今まで韓国語教育や児童養育を担当する指導士が並行して行っていたが、多文化家庭への支援において相談事業が欠かせないことから、今年の8月カウンセラーの配置により支援の充実化が図られた。

第2に、サービスの対象範囲の拡大化である。今まではサービスの対象を来韓して3年未満のものとしていたが、今年からは5年未満へ変更し、また、中途入国子女（連れ子）までサービス対象が

拡大された。

第3に、サービスを受けられる期間が長くなる。韓国語の場合サービスを受けられる期間が最大10ヶ月であったが、15カ月まで延長が可能になった。また、父母教育においては、子どもの発達に合わせて最大15カ月までサービスを受けられる。

一方、サービスを提供する側においては次の3点を取り上げることができる。

第1に、指導士によるサービス対象者の拡大である。昨年までは指導士1人当たり4つの家庭を担当していたが、今年からは6つの家庭を担当可能になった。さらに、昨年までは1日当たり支援対象は2つの家庭のみ可能であったが、今年からは3つの家庭まで可能になった。

第2に、指導士の待遇の改善である。昨年までは、交通費が支給されなかったが今年からは1つ家庭当たり1万ウォン(約700円)の交通費が支給されるようになり、待遇における改善が試みられた。

第3に、指導士に対する教育の強化である。補習教育に年2回参加し、また、随時講習を受けなければならない。一方、支援団で行っていた随時教育への参加のみ認められたものが、支援センターで随時教育を受けた場合も同様に補習教育として認められるようになった。

上記の訪問教育における事業内容の変更は、サービスを受けるニーズを反映したものとして考えられるが、サービスを提供する側(指導士)にとって労働環境の改善はみられるものの、経済的な自立につながるとは言いがたい。ここで指導士らのインタビュー調査によると「収入の安定」があげられていることからこうした意見を踏まえた改善が求められる。

最後に〈表8-①〉、〈表8-②〉で示したように、韓国では多文化家族への支援の充実化を図るために、訪問実績を踏まえた支援組織づくりや内容の充実化が試みられるなど、結婚移民女性に視点を当てた支援とともに、配偶者の教育を視野に入れつつ、子どもへの支援の充実化が図られている。

表8 訪問教育実施内容①

区 分		変更前(2010年)	変更後(2011年)
サービス内容		<ul style="list-style-type: none"> ・韓国語教育サービス ・児童養育サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国語教育サービス ・父母教育サービス(名称変更) ・子女生活サービス(新規) ・訪問相談サービス(新規)
事業担当 機関	既存センター	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国語教育サービス 10ヶ月 ・児童養育サービス 10ヶ月 	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国語教育サービス 10ヶ月 ・父母教育サービス 10ヶ月 ・子女生活サービス 10ヶ月 ・訪問相談サービス 5ヶ月(8月から実施)
	11年度新規 センター	—	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国語教育サービス 5ヶ月 ・父母教育サービス 5ヶ月 (下半期から予算反映) *自治体別予算確保により時期については一部調節可能
支援対象 家庭選別 基準	韓国語教育	<ul style="list-style-type: none"> ・言語疎通問題および、集団教育に参加が困難な家庭 	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚移民者(入国から5年未満) ・多文化家庭の子女(満3才～満12才以下) ・中途入国子女(満18才以下)←連れ子を指す
	父母教育	<ul style="list-style-type: none"> ・満12歳以下の子女を養育している家庭 	<ul style="list-style-type: none"> ・子女(満12才以下)を養育している結婚移民者(子女1名のみサービス支援可能、複数の子に支援不可)
	子女生活	—	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化家族の子女(満5才～満12才)
	対象者別支援	—	<ul style="list-style-type: none"> ・個人:1つの訪問サービス支援が原則(同時に2つのサービス支援不可)、提供サービス終了後、他のサービス支援可能 ・一つ家庭において同時に1名以上のサービス支援不可(結婚移民者+子女の並行支援不可)
	募 集	<ul style="list-style-type: none"> ・下半期支援対象者は1月まで、下半期支援対象家庭は7月まで調査し、1次、2次サービス提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・随時募集および、随時サービス提供
サービス 提供期間	韓国語教育	<ul style="list-style-type: none"> ・5ヶ月(20週)サービス提供 特別な理由が認められた場合、自治体長の承認後1回のみ延長可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回(5ヶ月～10ヶ月まで)原則 特別な理由が認められた場合、自治体長の承認後5ヶ月(最大15ヶ月)延長可能 *自治体は追加承認件数について、女性家族部へ報告
	父母教育	—	<ul style="list-style-type: none"> ・1回5ヶ月原則 ・生涯周期別3回(15ヶ月)支援(妊娠・新生児、幼児期、児童期) ・追加支援不可
	子女生活	—	<ul style="list-style-type: none"> ・1回(5ヶ月)支援(追加支援不可)

出典：多文化家族訪問教育事業結果報告書より(2010年現在)

表8 訪問教育実施内容②

区 分		変更前(2010年)	変更後(2011年)
指導士当たり連携家庭数		・指導士一人当たり4つのクラス担当	・指導士一人当たり2～6つのクラス担当可能
1日サービス家庭数		・1日当たり2つのクラスまでサービス可能	・1日当たり3つのクラスまで可能
集団授業		・韓国語教育の集団授業1回以上必須	・韓国語教育において集団授業を勧める *集団授業実施センターにおいては加算点付与
小グループ活動	活動費用	・1回当たり5万ウォン以内(実費精算)	・1回5万ウォン以内 指導士の手当 2万5千ウォン (2万5千ウォン実費精算)
	活動回数	・対象家庭基準2回(5ヶ月間)以上必修	・指導士基準2回(5ヶ月間)以上必須
	該当サービス	・韓国語教育、児童養育サービス	・韓国語教育・父母教育サービス *子女生活においては、小グループ活動は該当しない
訪問指導士	指導士交通費	—	・1クラス当たり1万ウォン支給
	指導士の契約更新	・評価結果により下位10%は再契約保留、ただし、所属センターの訪問教育事業評価結果により、優秀機関に選定されるなど、客観的な理由があった場合、事前承認を得て例外を認める。	・評価結果により下位10%は再契約保留、ただし、所属センターの訪問教育事業評価結果、優秀機関選定された場合、自治体長の承認を得て契約更新可能 〈報告の流れ〉 市郡区→市道→女性家族部
	退職金	・月別積み立てなし	・月別に積み立て *会計年度精算し、積み立てした退職金は返納しない(指定が取り消された場合返納措置)
	保険加入	・2大保険(産災保険、雇用保険)加入義務	・4大保険加入義務(国民年金、健康保険料含む)月60時間以上勤務者は4大保険加入必修
	待期指導士	・センタ別韓国語および、児童養育指導士各1～2名	・廃止
	センター支援業務	・月4時間以上	・廃止
訪問従事者勤務形態および、人件費	訪問従事者勤務	・時間制勤務(報告事項)	・指導士が10名以下の場合、時間勤務制を義務化(最低賃金適用) *2011年最低賃金適用(週40時間勤務90万3千ウォン)
	従事者人件費	・指導師人数別差等支給(5～31名)	・最低人数上向調節(8～31名)
仕事支援事業		—	・就業弱者層の雇用比率の50%適用事業(11年度新規採用し適用) *就労未弱層:6ヶ月以上長期失業者 最低生計費150%以下
会議および随時教育		・月4時間以上	・月4時間のうち2時間以上は必ず随時教育で行う *センターの随時教育時間を補習教育履修時間として認定
補習教育		・1回8時間、年2回補習教育実施(1月、7月)	・年中、随時補習教育進行 指導士年次別補習教育の履修時間を差等化
事業調停		—	・上半期の利用家庭が割合が低い場合は、下半期事業調停実施 ・2011年4月基準→利用低迷地域把握 韓国語教育、父母教育→子女生活サービスへ変更可能

出典:多文化家族訪問教育事業結果報告書より(2010年現在)

4-2 訪問教育の意義⁸

訪問教育は支援センターでサービスが受けられない多文化家族の学習権を保障するものとして位置付けることができる。訪問教育のサービス利用者は主に結婚移民女性や、その子どもに対する教育が主流であり、ここで支援活動にあたるスタッフは選考により採用された専門的な知識を持つ。また、訪問教育では指導士が結婚移民女性家族に直接触れる機会を持つことにより、彼女らが抱えている課題を指導士と共有することができることから、支援活動を行うにあたって有効な視点を与えようといえよう。ここで、指導士らに行ったインタビューによると結婚移民者が最も多く抱えている課題として家族内のジェンダー構造や文化の違いを経験していた。嫁いだ先の家父長的な意識が結婚移民女性の社会参加において大きな阻害要因として作用し、さらに家族内の葛藤要因になる。ここで、結婚移民女性が家族内葛藤の克服の可否が今後の家族関係維持に大きな要因として作用する。次に取り上げる事例は、多くの結婚移民女性が経験する葛藤の場面である。

「たとえば、姑さんから、“内の嫁は掃除が下手だし、水も無駄使いする”と、お嫁さんの不満を言うんですね。そうすると、私が姑さんに、“外国人お嫁さんと一緒に住むのは大変ですよ”っていいながら“ベトナムは暑い国なのでシャワーをする回数が多いですよ”と、いいますね。それから、お嫁さんが水を流しっぱなしにしたり、洗剤の量を多く使ったりすると姑さんはもったいないと思うわけですよ。それで、お嫁さんには、“洗剤をたくさん使うと環境が悪くなりますよ”と言ってあげます。そうするとお互いのことが少し理解できるかもしれないですよ。」(Aさんのインタビューより)

「結婚移民女性が韓国で定着するためには、韓国語は大事ですよ。家族関係が円満であれば韓国語を学ぶ大事さもわかりますよね。家族関係が円満ではないと、韓国語も上達しないと思います。」(Cさんのインタビューより)

「韓国人は短気じゃないですか……(笑)、家族にはできればゆっくり話をするようにお願いしています。そうするとお嫁さんも韓国語が聞き取れやすいですよって、いいますね。(中略)私は、韓国語担当ですが、やはり、旦那さんと奥さんとの仲介役も大事ですよ。それで、旦那さんには、奥さんが作った料理を褒めてください、とか、それから奥さんとできればコミュニケーションをたくさん取るようにお願いしています。」(Cさんのインタビューより)

ここで嫁・姑との葛藤は、多くの結婚移民女性が経験するものとして考えられる。嫁・姑の葛藤問題について、ハン・コンス(2006)は、韓国人の姑の場合、言葉や文化が全く異なる国からきた外国人嫁にも韓国人嫁と同じ役割が期待されるなど、葛藤が深まる傾向があると指摘する。また、結婚移民女性の場合、文化の違いや、家庭内で経済的な地位が低く、さらに、発展途上国からきたことが外国人嫁に対する偏見や抑圧につながる要因であると主張する。

一方、夫婦関係においても葛藤は存在する。ハン・コンス(2006)によると、結婚移民女性にとって最も重要なのは夫婦関係であり、ここで夫婦が「親密な関係」を形成することの難しさをについて取り上げている。結婚移民女性のほとんどが短期間で結婚を決めていることから、結婚相手の性格がわからず、結婚につながっていることが葛藤の原因であると指摘する〈事例参照〉。

「夫婦関係や姑さんとなかが悪くなったときが一番可哀想ですね。経済的な問題は夫婦関係が円満であれば乗り越えられると思います。でも、夫婦関係が悪く、さらに経済的な問題も抱えた場合が一番大変だと思います。」

「私はできれば旦那さんに会おうとしています。幸い私よりほとんどの方が年下なので……、いやがらなければ会って、私の経験を交えた話をしています。これは授業とは関係ない時間外に行いますね。」「たまに、対象者の旦那さんに電話をする場合もあります。嫌がる方もいるので、無理までして会おうとはしません。もし、嫌がるのに会ったら、奥さんを困らせるかもしれないので……。」(Bさんのインタビューより)

上記のインタビューによると、夫婦の間の葛藤を克服するためにはコミュニケーション能力と互いに理解する努力を要する。したがって、上記の視点を取り入れた政策、すなわち、結婚移民女性への相談事業の充実化と夫婦が参加できるプログラムの支援が求められる。

次に、訪問教育における指導士の役割についてである。指導士として活動を行っているのは全員女性であり、主婦としての経験を生かしながら指導士として求められる専門性を持っていた。また、サービス利用者が置かれている環境がそれぞれ異なっていることから指導士が持っている力量によって利用者が受けられるサービス内容が大きく変わってくる。

「私は自分の経験を交えた話をたくさんしようとしています。私も家庭を持っているので……。」「姑さんには、お嫁さんのことをたくさん褒めますね。」「外国人のお嫁さんについて少しでも理解してもらいたくて……、例えば、姑さんには、お母さんの娘が外国人と結婚してアメリカに住んでいると想像してみてください、と言いますね。お嬢さんがまったく英語ができなかったら可哀想ですよ。」

「私は姑さんがいらっしゃる家だとなるべく姑さんにも声をかけています。(中略)できればお嫁さんにも韓国の家族のことや、文化ついて話をしています。」

「やはり仲介役が大事ですね。橋渡しをしなければなりません。旦那さんが気づかない場合もあるので、お嫁さんの不満を聞いてあげながら仲介ですね。」(Bさんのインタビューより)

上記のインタビューで取り上げたように、サービス提供側である指導士は結婚移民女性が置かれている状況に合わせた支援を行っていることがわかる。状況によってお嫁さんの立場で姑さんに話を

する場面や、一方で姑さんの立場で嫁話をする。そこで指導士の役割はBさんが話したように外国人のお嫁さんと姑さんとの間で橋渡しをしていることからこうした支援は欠かせないことがわかる。

猿橋順子(2009)は、地域社会福祉や対人支援の場面において支援を求める側について次のように述べている。「支援窓口に現れるのが個人であるが、あくまでその個人が認識する課題、その個人にとっての世界観に寄り添うことが支援の原則であるが、個人の課題が家族の存在と無関係ではあることはない。同様に、外国人の支援場面でも、家族の構成は、その人の課題を理解し、支援の可能性を考慮する上で、重要な意味を持つ」(40:6-9)という。言い換えれば、指導士による結婚移民女性への支援は、猿橋がいう家族との関係を可視化する活動として位置付けられよう。また、支援する側が主婦としての経験を生かせることから支援を受ける側のみならず支援をする側とともに「共感」することに対する重要な視点を与えている。

最後に、支援を受ける側も支援する側もともにエンパワーメントの可能性を持つ。支援を受ける側にとって訪問教育は、ともすると学習の場から排除されがちであった結婚移民女性に学習機会を与えているといえる。次に取り上げた事例で示したように韓国語支援が社会参加につながるきっかけになる。家庭の事情によりセンターで授業が受けられないものが訪問教育を利用して地域とのつながりを持つ可能性がある。つまり、当事者に学習機会を与えると同時に家族関係の改善につながるきっかけをもたらす。これは、指導士という存在があるからこそ可能であったといえよう。これについては下記の事例を参照されたい。

「5ヶ月であっても、やはり支援が必要だと思います。低学歴者が多いので文字の書き方から教えると、彼女らに自信感が湧きますよね。(中略)(センターに来た女性を指しながら)彼女の旦那さんは目が見えない方で、家のことでも大変なのにここでボランティア活動をしていますからね。今の支援センターや支援してくださる先生方がいらっしゃったからこそきっと可能だったと思います。」

「旦那さんと喧嘩が絶えなかった方が1年後は月1回、電話をくれるんですね。“先生、私元気ですからねって、心配しないでねって”、(支援が終わった後も)電話をくれるんですね。彼女らと私が過ごした1年間はともに成長した気がします。」(Cさんのインタビューより)

特に、支援を行う側である指導士は、支援団や支援センターの養成講座のみならず、指導士自ら支援を受ける側に合わせた教材づくりを常に工夫していることが指導士のインタビューからもうかがえる。こうした指導士の努力があるからこそ、訪問教育をささえる原動力になっている。

5 小括

多文化家族支援の一つである訪問教育への取り組みは、韓国でも初めての試みであるが、ここで、結婚移民女性に止まらずその家族まで視野に入れた支援は注目すべき点がある。また、訪問教育の利用者の増加とともにそのニーズが高まっていることから多文化家族支援においては欠かせない支

援であることがわかる。すでに触れたように訪問教育は訪問指導士により支援者の家庭訪問をととした支援が行われる。ここで訪問指導士は、支援団や支援センターで行っている養成講座、補習教育、随時教育などの講習を受けなければならないが、指導士自らも関心を持っている分野への講習会参加や、教材開発などを行っていた。また、指導士同士の会議やケーススタディをととした情報共有も行っている。こうした一連の学びは指導士らの次の活動に生かすことにより支援活動の原動力になっている。

一方、支援センターにおいても結婚移民女性を対象とした支援事業は行っているものの、支援を受ける側が家庭内でどういった状況に置かれているかは見えにくい。したがって、結婚移民女性の家を訪問することによって、結婚移民女性が置かれている環境や、家族関係及び課題の社会化が可能になってくる。ここで指導士は結婚移民女性の学習支援とともに、メンターとして役割を果たしているといえよう。すでに述べたように、家族内の文化や生活習慣の違いにより葛藤が生じた場合、指導士がその仲介者としての役割を果たすことにより、葛藤の克服につながる可能性を持つ。ここで指導士は様々な背景を持つ結婚移民女性への支援にあたって、支援を受ける側の状況に合わせることは指導士自らが工夫をしなければならない。こうした指導士による支援者へのプロセスは支援する側にとってもエンパワーメントにつながる可能性を持つ。

一方、訪問教育への取り組みにおいて次のような課題が残されている。訪問教育が家庭訪問をととした支援であるため、サービス利用者の家族の理解を得なければならないことや、指導士がサービス利用者に対してどこまで支援すべきなのか、といった課題が残されている。

以上、本稿では韓国における結婚移民女性の家族を視野に入れた訪問教育への取り組みを指導士らのインタビューをととして整理したが、サービス利用者の結婚移民女性や、その家族が訪問教育についてどういった意義があるのかについては論じることはできなかった。家族へのアプローチを論じる際には、当事者の意識をみることは欠かせないことからサービス利用者 に焦点を当てた調査を引き続きおこない検討していきたい。

【参考文献・資料】

- 김영란 2006 「한국사회에서 이주여성의 삶과 사회문화적 적응관련 정책」아시아여성연구 Vol.45.1, pp.143-189.
- 보건복지가족부 2008 「2009년다문화가족 방문교육사업 안내」(2008.12)
- 2008 「다문화가족 생애주기별 맞춤형 지원강화대책」자료(2008.11)
- 2010 「2010년 다문화가족지원사업안내」(2010.1)
- 박재규 2006 「국제결혼 이주여성의 농촌생활 적응 관련 요인 분석—전북지역 사례—」농촌경제, 제29권3호, pp.67-84.
- 이강숙 2007 「국제결혼 이주여성들의 실태조사 및 한국 사회 적응을 위한 교육프로그램 연구」강원대학교 교육학과 No.297-111
- 여성가족부 다문화가족과 「다문화가족지원 사업성과 평가 및 2011년사업안내」(2010.12.27)
- 조선경 2007 「특수목적한국어연구 —이주노동자, 이주여성 및 그 자녀에 대한 한국어 교육을 중심으로—국어국문학

과 이화여자대학교 대학원 2006년도 박사학위 청구논문

전국다문화 가족사업지원단 「2010 다문화가족방문교육사업 결과보고서」(2010.12)

양점도·김춘택 2006 「농촌 외국결혼이주여성의 결혼만족도에 관한 탐색적연구」복지행정론서 Vol.16.1, pp.1-19.

한건수 2006 「농촌 지역 결혼 이민자 여성의 가족생활과 갈등 및 적응」한국문화인류학, Vol.39-1, pp195-243.

한국염 2006 「정부의 결혼이민자 가족지원 정책방향에 대한 고찰—누구의이익을 위한 것인가? 원원전략 가능한가?」페이지 2-11 〈구조발제 자료 정부의 결혼이민자가족정책 다시보기여성결혼이민자가족의사회통합지원(2006.4.26; 대통령보고서 발표자료)〉

金侖貞 2009「韓国における多文化共生社会に向けての多文化政策の形成」『人文学報. 教育学』首都大学東京都市教養学部人文・社会系 東京都立大学人文学部, 第44号, 19-41.

猿橋順子 2009 「国際結婚外国人女性の支援を考える—言葉管理とエンパワーメントの視点から」河原俊昭・岡戸浩子『国際結婚—多言語化する家族とアイデンティティ』明石書店.

宋ウン營 2010 「韓国における国際結婚女性移住者に対する多文化政策の運営実態—自治体の多文化家族支援センターの事業執行の事例からみる問題点—」立命館大学政策科学会 Vol.17.

【註】

- 1 1980年代韓国では、農村出身男性の結婚が社会的課題となり、こうした問題を解決するために韓国系中国人(朝鮮族)との結婚が進められた背景を持っている。
- 2 7つの課題とは、①脱法的な国際結婚の予防及び、国際結婚当事者の邦語、②家庭内暴力被害者などに対する安定的な滞留支援の強化、③韓国社会への早期適応及び定着支援、④児童の学校生活に対する適応支援、⑤女性結婚移民者家族の安定的な生活環境助成、⑥結婚移民女性に対する社会的認識の改善及び、業務責任者の教育、⑦推進体制の構築などが取り上げられた。
- 3 国民基礎生活保障法第5条2(外国人に対する特例)に基づいた取り組みであり、その法律の内容は次のとおりである。「国内に滞留している外国人の内、大韓民国の国民と婚姻関係を有し、大韓民国国籍の未成年の子女を養育しているもので、大統領令で定めた者が第5条に該当する場合に受給権者になる。」
- 4 2010年現在、韓国内に在留外国人は1,261,415名であり、住民登録人口の2.49%を占めている(法務部、2010)。2009年に比べると7.37%に増加している。一方、結婚移民者(婚姻帰化者含む)は181,671名で前年比8.7%(16,709名)増加している。
- 5 これに関しては女性家族部ホームページを参照されたい。www.mogef.go.kr 〈2011年6月27日報道資料。なお、2010年までの韓国の多文化政策に関しては、金侖貞(2009)、ソウンヨン(2010)らの論文を参照されたい。
- 6 当時、「結婚移民者家族支援センター」(2006年～2008年8月)としてスタートしたが、多文化家族支援法の施行(2008年9月)により、「多文化家族支援センター」へ名称変更になる。さらに、担当部処は、女性家族部(2006年1月24日～2008年2月)、保健福祉家族部(2008年3月～2010年2月)、女性家族部(2010年3月～2011年現在)など政権交代により担当部処が変わる。
- 7 2010年現在、サムソン、ウェファン銀行のナナム財団、ポスコなどの企業により多文化家庭への支援が行われている。
- 8 本稿で取り上げる事例は、今年の8月、大田市の訪問指導士3名に行ったインタビュー調査に基づく。

	Aさん	Bさん	Cさん
年齢	40代前半	40代後半	40代後半
活動開始時期	2011年	2007年	2008年
活動歴	6ヶ月	5年	4年

The Significance and Issues of Family Support for International Households

: Focusing on Education through Home Visits in South Korea

Hyunsuk PARK

(Post Doctoral Researcher, Tohoku University Graduate School of Education)

Kohei TSUBOTA

(Graduate Student, Tohoku University Graduate School of Education)

Starting with the establishment and enforcement of the Multi-Cultural Family Support Act of 2008, support programs not only for marriage migrants themselves, but for their families as well have begun to make progress in South Korea. Furthermore, through the revision of the Multi-Cultural Family Support Act in April, 2011, the act has gained more legal force, and regional level support has increased for multi-cultural families. In addition, while up until now the act was only applicable to marriages between Koreans and foreign citizens, by expanding the coverage to marriages between foreign students, foreign workers, and defectors from North Korea, it can be said that South Korea is building a strong foundation for the realization of a multicultural society.

In comparison, support programs for female marriage migrants in Japan often focus solely on the migrants themselves, and approaches which bring the receiving family into consideration as well have not been adequately explored. Support programs such as the Multi-Cultural Family Support Act in South Korea, which extend to the receiving family, are rare in Japan, however such approaches deserve evaluation since they help marriage migrants and their families adapt to Japanese society. The purpose of this study is to explore both the significance and issues concerning family support for international households from the viewpoint of social inclusion through a case study of education through home visits in South Korea.

Key words : Multi-Cultural Family Support Act, Social Inclusion, Education through Home Visits

